

日本学生支援機構奨学金 「継続手続き」に関する説明資料 ＜学部学生・旧制度給付奨学金＞

継続願入力期間(スカラネット・パーソナル)

2022年12月15日(木) ~ 2022年1月9日(月・祝)
(入力時間帯) 8:00~25:00

- ※ 土日、祝日も入力できますが、年末年始(12/29~1/3)は入力できません。
- ※ 上記期間内に入力がない場合は、2023年4月以降の奨学金は「**廃止**」となります(奨学金は振り込まれません)。

自宅外通学の認定に関する書類のコピー

「自宅外通学」の月額支給を受けている奨学生は「自宅外通学」の確認。下記①又は②のいずれかを提出。

① 生計維持者の住民票(謄本)と奨学生本人の住民票(抄本)

- ※ 生計維持者と奨学生の住民票住所が異なる場合
- ※ 生計維持者が別々に住んでいる場合は、それぞれの住民票

② 生計維持者の住民票(謄本)と奨学生本人の住所が確認できる公共料金の請求書等(コピー)

- ※ 生計維持者と奨学生の住民票住所が同一の場合

※ 学寮に住んでいる奨学生は大学で確認するので奨学生に係る書類は提出不要。

提出期限 **2023年1月10日(火) 期限厳守**

提出先 **学生部学生支援課奨学係(共通教育棟1号館1階)**

「給付奨学金継続願」の提出(スカラネット・パーソナルの入力)

スカラネットPS 奨学金貸与・給付・返還情報提供サービス

全体概要 詳細情報 各種印刷・提出 **奨学金継続願提出** 在籍報告 個人情報

適格認定奨学金継続願提出

【適格認定奨学金継続願を提出されるかたへ】

この願出は次年度の奨学金の継続の意思を確認するための大切な願出です。必ず学校の定めた期間内に提出してください。提出がありませんと奨学生の資格を失うこととなりますのでご注意ください。事実と異なる内容を入力し提出した場合は、奨学金が廃止されることがあります。

<貸与型奨学生のかたへ>

奨学金貸与終了後は、返還の義務が生じ、一定期間経過後に毎月決められた金額を返還していただくことになります。貸与月額と返還総額（予定）等を確認し、家庭の経済状況や、卒業後の生活設計を十分考慮のうえ提出してください。

なお、「貸与額通知」は、人的保証選択者は連帯保証人及び保証人にも必ずご覧いただき、内容を確認してもらってください。また、未成年者は必ず親権者（後見人）にも内容を確認してもらってください。

<給付型奨学生のかたへ>

学修状況や生活状況から、給付奨学生として採用された後も引き続き適格性を有しているか否か等について認定されます。認定結果によっては、給付奨学金の支給が廃止されたり、停止されたりすることがあります。また、状況によっては受給済みの給付奨学金について返還を求めることがあります。

- 奨学生番号ボタンを押すと、奨学金継続願の提出を行うことができます。
- 複数の奨学生番号がある場合は、それぞれの奨学生番号について入力が必要です。表示されていない奨学生番号がある場合やその他不明な点は、学校に問い合わせてください。

5XX04000001 給付額通知

ご登録いただきました情報は、奨学金貸与・給付事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、登録された情報が、奨学金貸与・給付中に在学する学校に必要なに応じて提供されます。

各機能へのリンク

全体概要 詳細情報 各種印刷・提出 **奨学金継続願提出** 在籍報告 個人情報

※ 『「給付奨学金継続願」入力準備用紙』を記入した後に入力してください。

※ 第一種、第二種及び給付奨学金を併用している方は、奨学金の種類毎に入力が必要です。

① バナー「奨学金継続願提出」を選択する

② 提出する「奨学生番号」を選択する

「給付奨学金継続願」入力準備用紙

『給付奨学金継続願』入力準備用紙

給付(旧制度)

「給付奨学金継続願」を提出(入力)する前に、以下の設問の答えを準備してください。

1/6

A-給付奨学金継続願について

「給付奨学金継続願」は、次年度の給付奨学金の継続の意思を確認するための大切な願出です。この願出の記入内容と、平常の学業成績等を総合的に審査し、学校が給付奨学金継続の可否等を判断します。願出を提出しても必ず継続して給付されるとは限りません。

B-誓約欄

日本学生支援機構理事長 殿

給付奨学金継続願の提出にあたっては、正しく記入することを誓約します。

西暦 年 月 日

氏名(全角カナ)

姓(15文字以内)

名(15文字以内)

半角数字

生年月日(西暦)

年 月 日

日生

半角数字

誓約日付は入力当日の日付を西暦で正しく入力してください。

正しく生年月日を入力してもエラーとなる場合は、学校に確認してください。

2/6

C-あなたの個人情報

あなたの個人情報と給付明細が表示されますので、確認してください。

D-奨学金振込みの継続の確認

あなたは継続願を提出して引き続き4月からの給付奨学金の振込みを希望しますが、

給付奨学金の継続を希望します 給付奨学金の継続を希望しません

①

「給付奨学金の継続を希望しません」を選択した場合は、3月までの支給となり、4月以降は振り込まれません。

※「希望しません」を選択すると、次の3/6の画面には進まず、入力内容確認画面が表示され、入力終了します。

E-あなたの住所情報(住民票に記載されている住所)

あなたの住所情報は、以下の内容で登録されています。住民票の住所、電話番号を変更しましたか。 はい いいえ

住民票の住所等に変更がある場合には、下の「住所を変更する」ボタンを押して変更後の住所等を入力してください。

(表示される内容) あなたの住民票の住所、電話番号、携帯電話番号

住民票住所又は電話番号のいずれか一方のみを変更・訂正する場合、変更がない項目も入力する必要があります。

3/6

F-給付奨学金の返還

交付済みの給付奨学金について返還が必要になる場合があることを承知している
 交付済みの給付奨学金について返還が必要になる場合があることを承知していない

G-廃止や停止の処置

廃止や停止の処置について理解している
 廃止や停止の処置について理解していない

②

「承知していない」「理解していない」を選択すると、給付奨学金学生としてふさわしくないと判断され、次の画面に進むことができません。

・学業不振により卒業延期が確定した場合や当年度の修得単位(科目数)が著しく少ない場合等は、「廃止」又は「停止」の処置がとられます。

・給付奨学金は学業成績が著しく不振、停学等の学校処分により交付が打ち切られた場合には、返還の義務が生じる場合があります。

※ スカラネット・パーソナルは、1画面で30分以上経過するとタイムアウトします。
必ず「入力準備用紙」を準備(記入)した後に入力してください。

① 「希望しません」を選択した場合は4月以降は奨学金が振り込まれません。

② 4月以降も奨学金の継続を希望する方は上記①で「希望します」を選択し、「返還が必要になる場合があることを承知している」及び「廃止や停止の処置について理解している」に☑を付してください。

スカラネット・パーソナル 入力画面「2/6」

現在の表示画面は2/6です。

入力方法
印刷

C-あなたの個人情報
1. あなたのお名前が 学支 一郎 さんですね。
2. あなたの学校が 学生支援大学 ですね。
3. あなたの奨学生番号は 6XX04999999 ですね。
(注1) 内容が違う場合は右上の「×」ボタンを押してこの画面を閉じ、学校に確認してください。

給付明細

現在の給付月額 (注2)	40,000円
給付予定期間	2017年4月～2021年3月

(注2) 給付月額は給付額通知作成時点の金額です。

D-奨学金振込みの継続の確認
あなたは継続願を提出して引き続き4月からの給付奨学金の振込みを希望しますか。

給付奨学金の継続を希望します
 給付奨学金の継続を希望しません
奨学金の継続を希望しない方は、この画面を送信することにより在学学校長を経て奨学金の継続を希望しない旨を、3月で給付奨学金の振込みを終了します。

E-あなたの住所情報(住民票に記載されている住所)
あなたの住所情報は、以下の内容で登録されています。変更がある場合には、「住所を変更する」ボタンを押して変更後の住所を入力してください。

住所を変更する

あなた自身の情報

住所 (住民票の住所)	〒162-0845 東京都 新宿区 市谷本村町 10番7号		
電話番号	03-0000-0000	携帯電話番号	090-0000-0000

あなた自身の情報 (変更後)

〒 - (自動入力) 郵便番号未入力

(番地比較) 全角入力

電話番号 - - 半角数字 携帯電話番号 - - 半角数字

内容を確認し、「送信」ボタンを押してください。次の画面に進みます。

送信

- ① 現在の給付額が表示されます。
- ② 4月から休学し、奨学金の振込を「休止」する場合も「継続を希望する」を選択してください。
- ③ (本人住所の変更)このボタンから変更してください。
- ④ (本人住所の変更)住民票記載の住所を記載してください。
- ⑤ (本人住所の変更)最後に送信ボタンを選択してください。

<住所変更の留意点>

住所変更により「通学形態が変更」する場合は、金額変更手続きが必要です。

手続きが遅れることで給付額が減ったり、給付された奨学金を返納する場合がありますので、至急、奨学係にお知らせください。

現在の表示画面は3/6です。

入力方法

F-給付奨学金の返還

学業成績が著しく不振、停学等の学校処分等により交付が打ち切られた場合には、交付済みの奨学金の一部または全部について返還していただくことがあります。
交付済みの給付奨学金について返還が必要になった場合には、返還すべき金額や返還方法を改めてお知らせします。

- ①
- 交付済みの給付奨学金について返還が必要になる場合があることを承知している
 - 交付済みの給付奨学金について返還が必要になる場合があることを承知していない

G-廃止や停止の処置

以下に該当するような場合は、給付奨学金の交付について「廃止」(又は「停止」)の処置がとられます。

<処置の対象となる例>

- 学業不振により卒業延期が確定した(又は卒業延期の可能性が極めて高い)場合
- 退学、除籍、停学、その他の学校処分を受けた場合
- 家計支持者が市区町村民税所得割を2年続けて課税された場合、または20万円を超えて課税された場合

- ②
- 廃止や停止の処置について理解している
 - 廃止や停止の処置について理解していない

- ① 4月以降も奨学金の継続を希望する方は、必ず「返還が必要になる場合があることを承知している」を選択してください。「承知していない」を選択すると、次の画面に進めません。
- ② 4月以降も奨学金の継続を希望する方は、必ず「廃止や停止の処置について理解している」を選択してください。「理解していない」を選択すると、次の画面に進めません。

4/6-1

H-経済状況

1. 学生生活費の状況など、経済状況は給付奨学金申込時または前回の継続届提出時と比較して変わりましたか。あてはまるもの一つ選択してください。

(1) 好転した (2) ほぼ変わらない (3) 苦しくなった

2. 生計を維持している人(父母または父母に代わって生計を維持している人)の状況について選択してください。

(1) 生計を維持している人は2人です

(2) 生計を維持している人は1人です

(3) 4. に最初に表示されている人が主として生計を維持している人になり、新しいその他の生計を維持している人と2人です

(4) 4. に最初に表示されている人が主として生計を維持している人になり、生計を維持している人はその人1人です

3. 現在、主として生計を維持している人(父、母、祖父、祖母など)の氏名等と家計状況(市区町村民税所得割額)等を記入、確認してください。表示内容に変更がある場合は、修正してください。(必須)

主として生計を維持している人に変更はありませんか(人物の変更)

人物の変更はありません 人物の変更があります

人物の変更はありませんが、姓の変更があります

人物の変更はありませんが、生年月日の訂正があります

2019年度以降採用者は、名の変更は行えません。改名や誤登録により名の変更が必要な場合は、学校に申し出てください。

2019年度以降採用者は、マイナンバー提出状況が「提出済」かつ「人物の変更はありません」を選択した場合は、住民税(非)課税証明書の提出は不要です。
マイナンバー提出状況が「提出済」でも「人物の変更があります」を選択した場合は、住民税(非)課税証明書の提出が必要です。

1) 主として生計を維持している人の氏名

姓 名

氏名(漢字)

氏名(カナ)

マイナンバー提出状況

2) 主として生計を維持している人の生年月日 和暦 年 月 日

半角数字

3) あなたとの続柄

4) 1)~3)の内容に相違ありませんか 相違ありません

・所得割額が0円でない(非課税でない)場合は、証明書類に記載の金額を記入(入力)します。
(注)政令指定都市にお住まいの方は、政令指定都市以外の標準税率(税源移譲前)に基づく市民税所得割額を入力します。
・非課税の場合は記入(入力)は不要です。

2019年度以降採用者で、マイナンバー提出済かつ人物の変更なしの場合は記入(入力)は不要です。

5) 市区町村民税所得割が非課税ですか 非課税です 非課税ではありません
6) 市区町村民税所得割が非課税でない場合 市区町村民税所得割額 円 半角数字

父母ともにいる場合は、無職無収入であっても、必ず(1)または(3)を選択してください。

・破線部の記載は、**2019年度採用者**(奨学生番号が519から始まる方)の場合に表示される設問及び注意書きです。

・社会的養護を必要とする人は、2、3、4の入力は不要です。

① 2018年度採用者(奨学生番号518から始まる方)及び2019年度採用者(奨学生番号519から始まる方)で生計維持者が下記に当てはまる場合は入力が必要です。

- ・マイナンバーを提出していない
- ・人物に変更がある
- ・追加がある(再婚等)

※ 令和4年度(令和3年分)の市区町村民税(非)課税証明書に記載されている、「所得割額」に金額が記載されている場合は、「非課税ではありません」を選択し、「市区町村民税所得割額」欄にその金額を入力してください(次ページを参照)。

※ 「非課税です」に選択した場合は、「市区町村民税所得割額」欄の入力は不要です。

スカラネット・パーソナル 入力画面「提出(入力)完了」

①

あなたの奨学生番号は5XX04000001です。 20XX年1月10日

給付奨学金継続願情報一覧

あなたの入力した内容は以下の通りです。

- 記入内容に相違がない場合は下の「送信」ボタンを押してください。「送信」ボタンを押した後で受付番号を確認してください。
- 記入内容を訂正する場合には記入内容を訂正するボタンを押してください。

B-誓約欄	
あなたが入力した氏名(カナ)	キコウタロウ
あなたの生年月日	20XX年4月3日
誓約日付	20XX年1月10日

画面「6/6」まで入力を終わると「奨学金継続願情報一覧」が表示されますので、入力内容に誤りがないか確認してください。
確認後は、「印刷」等で画面データを保存してください。

印刷

②

ア活動に参加し、たくさんの人々に出会えたことは自分にとってプラスになった。

J-学修の状況

- (1) 授業出席状況
全部もしくははだいたい出席した
- (2) 具体的な理由

- (1) 学修に対する取組みの姿勢
熱心に取組んだ
- (2) 具体的な理由

1~3の情報項目を訂正する

K-アンケート

K-アンケートを訂正する

以上の内容に相違がなければ、下の「送信」ボタンを押してください。

送信

「奨学金継続願情報一覧」の内容に誤りがなければ「送信」ボタンを押してください。
送信ボタンを押し忘れると、始めから入力となります。

③

送信後に「受付番号(16桁)」が表示されるので、「給付奨学金継続願入力準備用紙」の該当欄にメモしてください。

給付奨学金継続願提出完了

奨学金継続願を受付めました。
あなたの受付番号は10999001-04-000777です。

受付番号は問合せの際に必要となります。
メモを取って大切に保管してください。

終了します

印刷

「適格認定」とは

- 提出した「奨学金継続願」の内容と修学状況や生活状況を総合的に審査し、引き続き奨学生としての適格性を有しているかを認定します。
- 適格認定は「①廃止」「②停止」「③警告」「④継続」の区分に応じて認定されます。
- 給付奨学金の適格認定は、貸与奨学金よりも厳しい基準で認定します。なお、貸与奨学金を併給している場合も、認定内容によっては、貸与奨学金の振込みは継続されても、給付奨学金の振込みは打ち切られる場合があります。学部学生は年間で**31単位以上**修得するようにしてください。
旧制度給付奨学生は28単位以上が「継続」、27単位以下が「警告」です。ただし、総修得単位数に応じて認定区分が変わることがあります（警告は指導あり）。
- 医学部医学科生は、進級できれば「継続」となります。
- 「①廃止」又は「②停止」と認定された場合は、4月以降は奨学金が振り込まれません。
- 旧給付奨学生が「廃止」の処置を受けると、一定の要件に該当する場合は**受給済の奨学金の返還を求められる場合があります**。

年間を通した「適格認定」

「継続願」提出時の他にも、年間を通して「適格認定」を行います。

・休学から復学する場合

復学する際に、今までの修得単位数を確認します。「廃止」又は「停止」と判定された場合は、復学時に奨学金の復活はできません。

・学校処分となった場合

停学や訓告等になった場合は、「廃止」又は「停止」となります。

その他の「適格認定」

- ・支給期間満了時(3月満期者及び年度途中満期者)
- ・「辞退」又は「退学」に伴う支給終了時

貸与と給付の適格基準(学業成績)の相違点

学業成績の適格基準

適 格 基 準 (基準の目安)			給付	貸与
・ 卒業延期が確定した者	やむを得ない事由がない	成業の見込みがない	廃止 (返還が必要)	廃止
		成業の見込みがある		停止
	やむを得ない事由がある	成業の見込みがない	廃止	廃止
		成業の見込みがある	停止	停止
・ 当年度の修得単位(科目)数が標準的な修得単位(科目)数の1/2以下の者 ・ 当年度の修得単位(科目)数が著しく少ない者	やむを得ない事由がない		廃止 (返還が必要)	警告
	やむを得ない事由がある	成業の見込みがない	廃止	
		成業の見込みがある	停止	
・ 学習の意欲に欠ける者 (出席率が5割以下等) ・ 仮進級となった者			停止	警告
・ 修得単位(科目)数が少ない者 (標準修得単位の8割以下) ・ 学習の評価内容が劣っている者 (GPAにおいて下位1/2等) ・ 学修の意欲が低い者 (出席率が8割以下等)			警告	継続

※ やむを得ない事由

成績不振に陥った事由が、本人及び家族の病気等の療養・介護の他、被災、事故や事件の被害者となったことによる傷病(心身を問わず)等、本人の努力不足とはいえないものであると認められる場合。

経済困難に伴うアルバイト過多による場合は、学校において個別に奨学生の事情を考慮し、やむを得ず成績不振となったものか否かを判断。

貸与と給付の適格基準(経済状況)の相違点

経済状況の適格基準

経済状況で「停止」となった期間(1年分)は、支給総月数から減じられる。

適 格 基 準	給 付	貸 与
生計を維持する者が <u>市区町村民税の所得割</u> を課されている状態が 3年間継続 した者 (2年間継続した時点で「停止」の処置)	廃止	経済状況から見て貸与月額が適切であるかを面接等により確認し、必要に応じて減額指導する。
生計を維持する者の <u>市区町村民税の所得割額</u> (家計支持者が2人いる場合は2人の合計額)が 20万円を超えるため「停止」の処置を受けている者 であって、翌年においてはその者の生計を維持する者が <u>市町村民税の所得割</u> を課されている者		
生計を維持する者が <u>市区町村民税の所得割</u> を課されている状態が 2年間継続 した者	停止	
生計を維持する者の <u>市区町村民税の所得割額</u> (家計支持者が2人いる場合は2人の合計額)が 20万円を超える者		

- ① 「社会的養護を必要とする人」として採用された者は、市区町村民税の所得割額による「停止」又は「廃止」の認定は行いません。
- ② 「休止」により、年に1度の適格認定の対象外となった場合は、復活時に経済状況を確認します。

「廃止」該当者も1年延期した後に卒業の見込みがあれば、「停止」にすることが可能です(給付奨学生はやむを得ない事由がある場合)。

<医学科生が「留年」した者>

留年中は「停止(振込なし)」とし、1年後に進級して復活申請書類を提出することで復活できます。

<卒業延期が確定した者>

3年次までの累積単位数が少なく卒業延期確定となった(1年間留年が見込まれる)場合、4年次に進級の際は「停止」となります。

1年後の4年次終了時点で、あと1年間留年すれば必要な単位が取得でき卒業が見込まれるといった場合には、4年次終了時点で復活申請書類を提出することで復活できます。

(例) 3年次終了時点で卒業延期が確定している場合

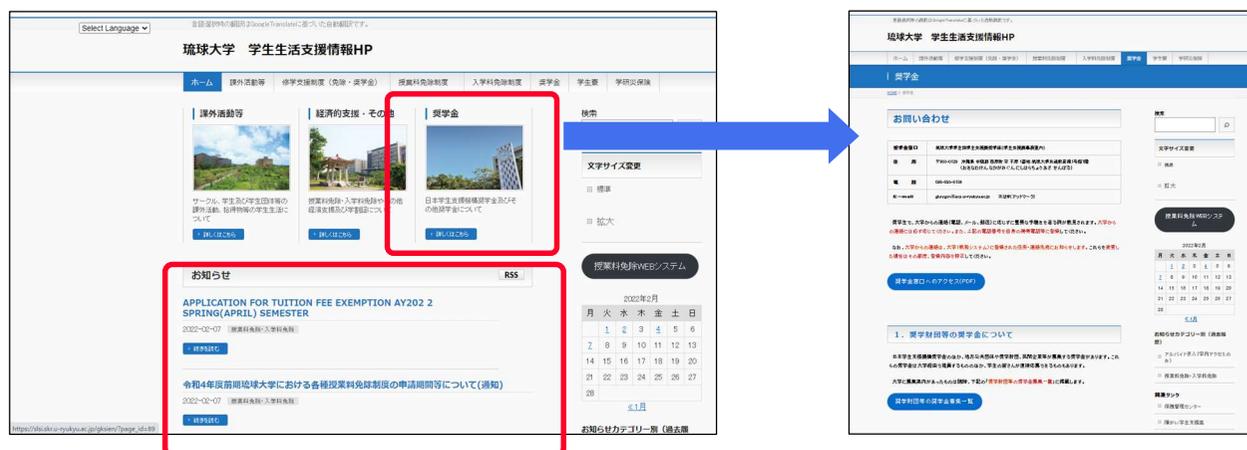
学年	1年次	2年次	3年次	4年次	留年
奨学金の振込み	有	有	有	無(停止)	有
1年間の修得単位数	25	24	24	40	11

5年間で卒業(合計124単位取得)

※ 4年次は「停止」となりますが、1年間卒業を延期した後に卒業が見込まれる場合、5年目で復活して奨学金が振り込まれます。

「奨学金」に関するお知らせ、手続き方法及び各種リンクは、下記サイトから閲覧できます。
重要なお知らせ等を見逃さないよう、毎日確認するようにしてください。

<https://slsi.skr.u-ryukyu.ac.jp/gksien/>（右記QRコード参照）



○ E-メールによるお知らせ

説明会の開催等の重要な連絡は、**大学に登録したメールアドレスと、大学から配付されたメールアドレス宛に通知します。**
重要な情報を見落とさないよう確認してください。

(学部学生) [exxxxxx@eve\(u-ryukyu.ac.jp\)](mailto:exxxxxx@eve(u-ryukyu.ac.jp))

(大学院生) [kxxxxxx@eve\(u-ryukyu.ac.jp\)](mailto:kxxxxxx@eve(u-ryukyu.ac.jp))

“xxxxxx”は学籍番号(数字)

※ 普段使用しない場合は、普段使用しているメールアドレスへ転送設定してください。

※ 受信容量不足のため、メールが送信できない事例が見受けられます。大学メールの容量管理の徹底をお願いします。

○ 奨学金の申し込みについて

日本学生支援機構奨学金は、毎年4月に新規募集(定期採用)を行います。奨学金を希望する方は、定期採用時にお申し込みください。

- ① 現在、第二種奨学金の貸与を受けているが、第一種奨学金に変更したい又は第一種奨学金と両方借りたい。
→ 第二種奨学金の継続願を提出し、4月に第一種奨学金を追加で申し込む。
- ② 現在、給付奨学金を受けているが、第二種奨学金も借りたい。
→ 給付奨学金の継続願を提出し、4月に第二種奨学金を追加で申し込む。

※ 学力基準(修得単位数等)を満たしているかを確認してお申し込みください。

※ その他、留学期間中に貸与可能な奨学金もありますので希望される場合は奨学係にご相談ください。

○ 奨学金の異動について

学籍に異動が生じる場合(大学を休学、退学、復学する等)は、奨学金の手続きが必要となります。

基本的に学籍にあわせて奨学金の異動を行います。所属学部に提出する休学や復学等の手続きと一緒に、奨学金の手続きも行ってください。

- <休止> 休学や留学をする場合、「休止届」を提出して奨学金の振り込みを休止します。
※ 留学中に奨学金を継続貸与したい場合は、条件や書類の提出期限がありますので、できるだけ早めに奨学係に相談してください。
- <復活> 復学の際に「復活届」を提出し、休止していた奨学金の振り込みを再開します。(手続きの翌々月の振込日に振込まれます)
- <辞退> 奨学金が不要になった場合は「辞退届」を提出し、奨学金の受給・貸与を終了します。
- <退学> 退学・除籍を予定している場合は「退学届」を提出し、奨学金の受給・貸与を終了します。